

茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱

茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱（昭和58年12月1日実施）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、大阪信用保証協会に信用保証料（以下「保証料」という。）を支払った者に、市が補助金を交付することにより、金融費用の軽減を促進し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。

（補助対象）

第2 補助の対象となる者は、茨木市中小企業振興資金融資制度要綱（平成19年10月29日実施。以下「市振興資金要綱」という。）、茨木市中小企業設備投資応援資金融資制度要綱（平成30年4月1日実施。以下「市設備資金要綱」という。）又は大阪府中小企業融資制度要綱（以下「府要綱」という。）第3条に規定する融資制度（開業・スタートアップ応援資金、小規模企業サポート資金（市町村連携型を除く。）、経営安定サポート資金及び経営改善サポート資金（再生支援強化型）の融資に限る。）に基づき保証金額6,000,000円以下の融資を受けた者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該融資の実行と同時にその保証料の全額を一括して支払っていること。
- (2) 市内の事業所に係る事業資金として融資を受けていること。
- (3) 補助金の申請をした日現在において、市税の滞納がないこと。
- (4) 保証料が再保証に係るものでないこと。
- (5) 当該年度内にこの要綱に基づく補助金の交付決定を受けていないこと。ただし、府要綱に基づく経営安定サポート資金のうち中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号及び同条第6項に係る融資を受けた場合は除く。

（補助金額）

第3 補助金額は、保証料率1%（支払った保証料の保証料率が1%未満の場合にあつては、当該保証料率）で計算して得られた額から返戻保証料充当額及び国若しくは大阪府又は他の機関から補助された額を差し引いた額とする。

2 前項の補助金額の計算及び端数処理については、大阪信用保証協会の保証料の計算及び端数処理の方法により行うものとする。

（補助金の交付申請）

第4 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に

掲げる書類を添えて融資の実行があった日から3月以内に市長に申請しなければならない。

- (1) 保証料の金額及び当該保証料の金額を支払ったことを確認できる書類
 - (2) 融資があったことを確認できる書類
 - (3) 市税の納税証明書又は非課税証明書（ただし、納税時期が未到来のため証明書が発行されない場合は、開業届の写し）
- （補助金の交付決定）

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第6 第5の補助金交付決定通知書を受けたものは、補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第7 市長は、第6の補助金交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第8 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事業所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第9 補助金の交付を受けたものは、当該補助に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第10 補助金の交付を受けたものは、当該補助に関する書類及び帳簿等を、当該補助が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助金の取消し等）

第11 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不適當と認めたとき。

(市長の指示)

第12 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施前にこの要綱による改正前の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱（附則第3項において「旧要綱」という。）の規定によってした補助金の支出その他の行為は、改正後の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱（附則第3項において「新要綱」という。）の相当規定によってしたものとみなす。

3 新要綱の実施前に旧要綱第2に規定する大阪府中小企業融資制度要綱に基づく中小企業事業資金融資中の一般資金及び小規模資金の申込みをしている融資に対する補助金の額については、新要綱第3第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年4月13日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施前にこの要綱による改正前の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱（次項において「改正前の要綱」という。）の規定によってした補助金の支出その他の行為は、改正後の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱の相当規定によってしたものとみなす。

3 この要綱の実施前に改正前の要綱第2に規定する平成18年度大阪府中小企業融資制度要綱に基づく一般型事業資金中の一般資金及び小規模資金並びにサポート型中の経営安定資金及びステップアップ資金の融資の申込みをしている融資に対する補助金の額については、改正後の第3第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成20年3月4日から実施し、平成19年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、改正前の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱第2に規定する補助の対象であった者で補助金の交付申請を行っていないものについては、改正後の第2の規定にかかわらず、補助の対象とする。
- 3 前項の規定により補助の対象となった者に対する補助金額等は、改正後の相当の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年12月15日から実施し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、改正前の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱第2に規定する補助の対象であった者で補助金の交付申請を行っていないものについては、改正後の第2の規定にかかわらず、補助の対象とする。
- 3 前項の規定により補助の対象となった者に対する補助金額等は、改正後の相当の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、改正前の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱第2に規定する補助の対象であった者で補助金の交付申請を行っていないものについては、改正後の第2の規定にかかわらず、補助の対象とする。
- 3 前項の規定により補助の対象となった者に対する補助金額等は、改正後の相当の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、改正前の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱第2に規

定する補助の対象であった者で補助金の交付申請を行っていないものについては、改正後の第２の規定にかかわらず、補助の対象とする。

- 3 前項の規定により補助の対象となった者に対する補助金額等は、改正後の相当の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年４月１日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、改正前の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱第２に規定する補助の対象であった者で補助金の交付申請を行っていないものについては、改正後の第２の規定にかかわらず、補助の対象とする。

- 3 前項の規定により補助の対象となった者に対する補助金額等は、改正後の相当の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年５月19日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年４月１日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、改正前の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱第２に規定する補助の対象であった者で補助金の交付申請を行っていないものについては、改正後の第２の規定にかかわらず、補助の対象とする。

- 3 前項の規定により補助の対象となった者に対する補助金額等は、改正後の相当の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年４月１日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、改正前の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱第２に規定する補助の対象であった者で補助金の交付申請を行っていないものについては、改正後の第２の規定にかかわらず、補助の対象とする。

- 3 前項の規定により補助の対象となった者に対する補助金額等は、改正後の相当の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、改正前の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱第2に規定する補助の対象であった者で補助金の交付申請を行っていないものについては、改正後の第2の規定にかかわらず、補助の対象とする。

3 前項の規定により補助の対象となった者に対する補助金額等は、改正後の相当の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、改正前の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱第2に規定する補助の対象であった者で補助金の交付申請を行っていないものについては、改正後の第2の規定にかかわらず、補助の対象とする。

3 前項の規定により補助の対象となった者に対する補助金額等は、改正後の相当の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、改正前の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱第2に規定する補助の対象であった者で補助金の交付申請を行っていないものについては、改正後の第2の規定にかかわらず、補助の対象とする。

3 前項の規定により補助の対象となった者に対する補助金額等は、改正後の相当の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年10月4日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、改正前の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱第2に規定する補助の対象であった者で補助金の交付申請を行っていないものについては、改正後の第2の規定にかかわらず、補助の対象とする。

3 前項の規定により補助の対象となった者に対する補助金額等は、改正後の相当の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成31年2月22日から実施し、平成30年6月18日から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱第2に規定する平成30年度大阪府中小企業融資制度要綱（以下この項において「要綱」という。）に基づき融資の申請を行っている者のうち、この要綱の施行の日以後に保証金額6,000,000円以下の融資を受けたものに係る補助金については、この要綱による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により補助の対象となった者に対する補助金額等は、改正後の相当の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月5日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年5月22日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱第2に規定する令和2年度大阪府中小企業融資制度要綱に基づき融資の申請を行っている者のうち、この要綱の施行の日

以後に保証金額6,000,000円以下の融資を受けたものに係る補助金については、この要綱による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 前項の規定により補助の対象となった者に対する補助金額等は、改正後の相当の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱第2に規定する令和3年度大阪府中小企業融資制度要綱に基づき融資の申請を行っている者のうち、この要綱の施行の日以後に保証金額6,000,000円以下の融資を受けたものに係る補助金については、この要綱による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により補助の対象となった者に対する補助金額等は、改正後の相当の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年2月10日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱の規定は、令和4年度大阪府中小企業融資制度要綱（令和5年1月10日施行）に基づき融資を受ける者について適用し、令和4年度大阪府中小企業融資制度要綱（令和4年3月24日施行）に基づき融資を受ける者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により補助の対象となった者に対する補助金額等は、改正後の相当の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱第 2 に規定する大阪府中小企業融資制度要綱に基づき融資の申請を行っている者のうち、この要綱の施行の日以後に保証金額 6,000,000 円以下の融資を受けたものに係る補助金については、この要綱による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により補助の対象となった者に対する補助金額等は、改正後の相当の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 5 月 27 日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、改正前の茨木市中小企業融資信用保証料補助要綱第 2 に規定する補助の対象であった者で補助金の交付申請を行っていないものについては、改正後の第 2 の規定にかかわらず、補助の対象とする。
- 3 前項の規定により補助の対象となった者に対する補助金額等は、改正後の相当の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第 1 号

年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地

商号(法人名)

代表者名

㊟

(自署の場合は押印不要)

茨木市中小企業融資信用保証料補助金交付申請書

茨木市中小企業融資信用保証料補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象の内容

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

様式第 2 号

茨木市指令 第 号

所在地

商号(法人名)

代表者名 様

茨木市中小企業融資信用保証料補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市中小企業融資信用保証料補助金は、次の
条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 3 号

年 月 日

(請求先) 茨木市長

所在地

商号(法人名)

代表者名

印

茨木市中小企業融資信用保証料補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象の内容

2 金 額 金 円